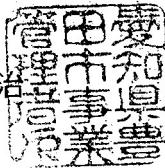


事業管理者公告第110号

下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和7年11月18日

豊田市事業管理者 前田 雄治



1 委託する業務

(1) 業務名 豊田市下水管路施設包括的維持管理委託

(2) 業務の概要

本業務は、豊田市上下水道局が管理する下水管路施設の維持管理業務を、包括的に委託するものである。

※詳細は、「豊田市下水管路施設包括的維持管理委託仕様書」のとおり。

(3) 履行期間 委託契約締結日から令和11年3月31日まで

(4) 提案限度額 金825,988,900円（消費税込み）

2 参加資格要件

参加者は、単独企業（以下、「参加企業」という。）又は複数企業により構成されるグループ（以下、「参加グループ」という。）とする。

参加者は、次に掲げる条件を全て満たすこと。なお、参加グループを結成する場合は、別冊の「豊田市下水管路施設包括的維持管理委託における参加グループの取扱について」も満たすこと。

(1) 公告日において、令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格を有する者であること。

(2) 参加表明書の提出から当該案件の契約の相手方の決定までの間、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。

(3) 参加表明書の提出から当該案件の契約の相手方の決定までの間、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(4) 参加表明書の提出から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。

(5) 参加表明書の提出から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。

(6) このプロポーザルに参加表明を提出しようとする者の間に別表に定める資本関係及び人的関係がない者であること（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退す

る者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません)。

- (7) 豊田市内に本店を有する企業を少なくとも1社以上含むこと。
- (8) 参加表明書の提出期限までに、次に掲げる条件を満たす者であること。
 - ア 参加者の中に、次の全ての業務について官公庁が発注する下水道管路施設に関する同種又は類似する業務実績を有するものが含まれていること。

なお、過去10年以内において、参加表明書の提出期限までに業務完了済みのものとし、複数年契約で現在履行中の業務においては各年度の完了検査済みのものとする（包括的民間委託を含む）。

 - (ア) 官公庁における下水道管路施設ストックマネジメント計画策定業務の実績
 - (イ) 下水道管路の巡視・点検、調査業務、清掃業務の実績 - イ 参加者もしくは再委託先の中に、次の業務について官公庁が発注する下水道管路施設に関する同種又は類似する業務実績を有するものが含まれていること。

なお、過去10年以内において、参加表明書の提出期限までに業務完了済みのものとし、複数年契約で現在履行中の業務においては各年度の完了検査済みのものとする。

 - (ア) 下水道管路等の工事や修繕業務等の実績 - ウ 次に掲げる条件を満たす者を業務実施場所に配置できる者であること。
 - (ア) 統括責任者：(公財)日本下水道管路管理業協会が認定する「下水道管路管理総合技士」または「下水道管路管理主任技士」の資格を有し、かつ「土木施工管理技士」の資格を有する者または「土木工事における10年以上の実務経験者」である者
 - (イ) 主任技術者：(公財)日本下水道管路管理業協会が認定する「下水道管路管理総合技士」、「下水道管路管理主任技士」、「下水道管路管理専門技士」のうち、いずれかの資格を有する者
 - (ウ) 管理技術者：技術士「上下水道部門-下水道」、「総合技術管理部門-下水道」、(非専任) RCCM「下水道部門」のうち、いずれかの資格を有する者
 - (エ) 現場責任者：「土木施工管理技士」の資格を有する者または「土木工事における10年以上の実務経験者」である者
 - (オ) 作業主任者：酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
(非専任)
 - エ 地域に精通しているとともに、迅速かつ確実に現場に到達できること。
 - オ 参加者もしくは再委託先の中に豊田市排水設備指定工事店を含めること。
 - カ 参加者は、次の品目における収集運搬業許可を有する者であること。参加グループの場合は、次の品目において構成員の中で1企業以上は収集運搬業許可を有していること。
 - (ア) 廃プラスチック類

- (イ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
- (ウ) 金属くず
- (エ) がれき類
- (オ) 紙くず
- (カ) 汚泥

3 業務説明資料等の交付

- (1) 交付期間 令和7年11月18日（火）から令和7年12月12日（金）まで
- (2) 交付場所 豊田市ホームページからダウンロード

4 参加表明書の提出及び参加資格の確認

- (1) 提出期間 令和7年11月18日（火）から令和7年12月12日（金）まで
※参加申請書類（様式）は豊田市ホームページから入手すること。
※土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分から
午後5時15分まで
- (2) 提出場所 豊田市役所上下水道局下水道施設課管路担当（西庁舎2階）
- (3) 提出方法 持参
- (4) 提出書類
 - ア 参加表明書ほか（様式2、様式2の2）
 - イ 会社概要書及び業務経歴書（様式3）
(管路調査清掃企業、土木建設企業及びコンサルティング企業、再委託先)
 - ウ 営業所等作業拠点表（様式4）
 - エ 保有する技術者の状況（様式5）
 - オ 収集運搬業許可証の写し
 - カ 上記アからエに係る付属資料

5 参加資格確認結果の通知

参加資格の確認結果は、令和7年12月16日（火）までに参加表明書提出者に対してメール又は郵送にて通知する。この場合において、参加資格がないと認めた参加表明書提出者に対しては、その理由を付記して通知する。

6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和7年11月18日（火）から
令和7年12月12日（金）午後5時15分まで
- (2) 受付方法 メール（受付期限必着）
- (3) 回答 令和7年12月26日（金）までに豊田市ホームページに掲載する。

7 提案書等の提出

- (1) 提出書類 下記のものを提出すること。
ア 提案書（様式6）

- イ 会社概要書及び業務経歴書（様式 3）
- ウ 保有する技術者の状況（様式 5）
- エ 配置予定技術者調書（様式 7）
- オ 提案概要（様式 8-1 : A4 : 1枚以内）
- カ 業務の実施体制（様式 8-2 : A4 : 3枚以内）
- キ 災害対応について（様式 8-3 : A4 : 2枚以内）
- ク 担当予定従業者の資格・経験（様式 8-4 : A4 : 1枚以内）
- ケ 受託実績（様式 8-5 : A4 : 1枚以内）
- コ 各業務の要求事項に対する考え方や提案について
(様式 8-6 : A4 : 6枚以内)
- サ 市民サービスの向上・地域貢献・GX の取組み
(様式 8-7 : A4 : 2枚以内)
- シ 危機管理（リスク管理）・安全対策
(様式 8-8 : A4 : 2枚以内)
- ス 自由記述（様式 8-9 : A4 : 2枚以内）
- セ 見積書（様式 10）

※詳細は別紙「プロポーザル実施要領」「様式集」のとおり

- （2）提出部数 正本 1 部、副本 7 部
なお、電子媒体（pdf または xdw 形式）についても 1 部提出すること。ただし、副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと（表紙、目次及び本文を含むので注意すること）。また、枚数制限のある様式は、指定のページの範囲内で作成すること。

8 提案書等の提出期間等

- （1）提出期間 令和 7 年 1 月 16 日（火）から令和 8 年 1 月 23 日（金）まで
※土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前 8 時 30 分から
午後 5 時 15 分まで
- （2）提出場所 豊田市役所上下水道局下水道施設課管路担当（西庁舎 2 階）
- （3）提出方法 持参
- （4）その他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書等の提出期限までにその旨を辞退届（様式 9）に記載し、持参により提出すること。

9 ヒアリング

- （1）開催日時 令和 8 年 2 月 9 日（月） 午前 10 時から午後 4 時のうち指定する 60 分間（時間については後日連絡する。）
- （2）開催場所 豊田市上下水道局 上下水第 1 会議室（西庁舎 1 階）

- (3) 備 考 ア 準備5分、説明30分（時間厳守）、質疑応答20分、片付け5分とする。
- イ 出席者は8名以内とする。原則、統括責任者は出席すること。
- ウ 説明は、提出資料により行うものとし、模型、パネル等の追加資料の持込みは認めない。
- エ プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介を行わないこと。
- オ 説明用としてプロジェクト等の使用は認めるが、事前に下水道施設課と協議すること。
- カ 新型コロナウイルス等の感染状況によっては、ヒアリングの方法変更する場合がある。その場合は、WEB会議が可能であるZOOMミーティングを使用する予定であるため対応できるようすること。

10 評価基準

(1) 下記項目について評価点を算出し、算出された評価点の合計から出された評価値により最高評価値の者を優先交渉事業者として決定する。

ただし、参加者が1者のみである場合は、あらかじめ定めた最低基準点以上のものとする。

ア 業務経歴等

- (ア) 受託実績（90点）
(イ) 技術者の確認（70点）
(ウ) 参加する企業における市内本店企業の出資比率の割合（40点）

イ 業務実施計画等

- (ア) 提案概要（56点）
(イ) 業務の実施体制（84点）
(ウ) 災害対応について（84点）
(エ) 担当予定従業者の資格・経験（28点）
(オ) 受託実績（28点）
(カ) 各業務の要求事項に対する考え方や提案について（168点）
(キ) 市民サービスの向上・地域貢献・GXの取組み（56点）
(ク) 危機管理（リスク管理）・安全対策（56点）
(ケ) 自由記述（84点）
(コ) 技術者の専門技術力（28点）
(サ) 取組み姿勢・コミュニケーション力（28点）

ウ 価格

- (ア) 価格点（100点）

- (2) 評価値が同点で優先交渉事業者が2者以上となったときは、非価格点の高い方、それでも同点ならば業務実施計画等の点が高い方を優先交渉事業者とする。また、次点者についても同様とする。
- (3) 提案者が1者のみである場合は、業務経歴等の評価点と業務実施計画等の評価点の和が450点（最低基準点）以上であれば優先交渉事業者とする。最低基準点に達しない場合は、契約の相手方として特定しない。
- (4) 選考は以下の7名の委員により行う。

委員長	上下水道局	副局長	中根	武人
委 員	豊田高専 環境都市工学科	教 授	松本	嘉孝
	上下水道局	専門監	中川	啓二
	下水道施設課	課 長	河合	保幸
	下水道建設課	課 長	神谷	幸利
	(上下水)企画課	課 長	新岩	康正
	水道維持課	課 長	國枝	圭介

※一部、委員の変更がありました。さらに変更があった場合は、豊田市ホームページでお知らせします。

1.1 選考結果の通知及び契約

- (1) 選考結果通知（予定）日 令和8年3月17日（火）
- (2) 通知方法 参加者にメール又は郵送
- (3) 契約（予定）日 令和8年4月1日（水）
- ア プロポーザルにより特定された者には、別途、（上下水）総務課から見積書提出を依頼する予定。
- イ 契約の締結、業務の着手等に伴う準備期間が必要な場合は、上下水道局と本プロポーザルにより特定された提案者が協議して、協定書を作成し締結する。
- ウ 契約の締結は、本プロポーザルにより特定された優先交渉事業者を見積徴収の相手方とし、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号により随意契約を締結する。

1.2 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 次に掲げる提案は無効とする。
- ア 本公告に示す参加資格を有しない者がした提案
- イ 見積金額が提案限度額を超える提案
- ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- エ 上下水道局が示した条件に違反した提案
- オ 選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為を

した者の提案

- (4) 提出期限後は提出された提案書等の差替え又は再提出は認めない
(上下水道局から指示があった場合を除く。)
- (5) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。
- (6) 優先交渉事業者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、次点のものと交渉するものとする。
 - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき。
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
 - ウ 契約に関する本市との協議が調わないとき。
 - エ 上下水道局が優先交渉事業者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき。
- (7) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により上下水道局に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (8) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は豊田市ホームページ等において公表する。

【問合せ先（提出先）】

〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地
豊田市上下水道局下水道施設課（西庁舎2階）
管路担当 山北、栗田
電話 0565-34-6964 FAX 0565-32-3171
E-mail : gesuishisetsu@city.toyota.aichi.jp

別表

資本関係又は人的関係について

<p>(1) 資本関係</p>	<p>①子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ②親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
<p>(2) 人的関係</p>	<p>①一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 　イ　会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 　ロ　会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 　ハ　会社法第2条第15号に規定する社外取締役 　ニ　会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者 ②　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
<p>(3) その他 プロポーザル の適正さが阻 害されると認 められる場合</p>	<p>①組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記(1) 又は(2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>

豊田市下水管路施設包括的維持管理委託における参加グループの取扱について

この取扱いは、豊田市下水管路施設包括的維持管理委託における参加グループについての基本的な取扱を定めたものである。

1. 参加グループの運営形態

本事業を複数の企業（以下、「構成員」という。）により構成される参加グループで実施する場合、その運営形態は、各構成員が一体となって業務を実施する共同方式とする。

2. 構成員の要件

参加グループの構成員の要件は次のとおりとする。

- (1) 構成する企業数の上限は任意とする。
- (2) 各構成員は、当該事業を構成する業務の一部もしくは当該事業と同種の業務についての実施実績（包括的民間委託を含む）を有すること。

3. 必要書類

参加グループを結成しようとするものは、次に掲げる書類を参加表明書提出までに豊田市事業管理者に提出しなければならない。

- (1) 参加グループ協定書の写し
- (2) 構成員の委任状（様式2の2）
- (3) 参加グループの構成員の出資割合が確認できるもの

4. 資格審査

参加グループの資格審査は次のとおりとする。

- (1) 代表企業の社員から総括責任者を選出することとする。
- (2) 参加グループの構成員として本件に参加する者については、単独で参加資格を有している場合であっても、単独企業としての参加は認めない。また、他の参加グループの構成員になることもできない。
- (3) 代表者が参加資格を欠くに至った場合、参加グループは本件に関する参加資格を失うものとする。代表者以外の構成員が参加資格を欠くに至った場合は、当該構成員を除外し、新たに参加資格の確認を受けた上で、構成員の追加又は構成員の役割分担の変更を認める。

豊田市下水管路施設包括の維持管理委託参加グループ協定書（例）

(目的)

第1条 当参加グループは、次の事業を共同連帶して営むことを目的とする。

- 1 豊田市発注に係る下水道管路施設包括的維持管理委託（当該委託内容の変更に伴う業務を含む。以下、「業務」という。）の受託
 - 2 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当参加グループは、〇〇〇〇と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当参加グループは、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当参加グループは、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、業務の履行後3か月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 業務を請け負うことができなかつたときは、当参加グループは、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当参加グループの構成員は、次のとおりとする。

所在地 ○○県○○市○○町○○番地

会社名 ○○○○○○

所在地 ○○県○○市○○町○○番地

会社名 ○○○○○○

所在地 ○○県○○市○○町○○番地

会社名 ○○○○○○

(代表者の名称)

(代表者の権限)

第7条 当参加グループの代表者は、業務の履行に関し、当参加グループを代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに委

託料の請求、受領及び当参加グループに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当参加グループの構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

○○○○○○ ○○%

○○○○○○ ○○%

○○○○○○ ○○%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当参加グループは、構成員全員をもつて運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、一部業務の再委託先の決定その他の当参加グループの運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の適切な履行に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の委託契約の履行及び一部業務の再委託契約その他の業務の実施に伴い当参加グループが負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当参加グループの取引金融機関は、○○とし、参加グループの名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当参加グループは、各年度の業務完了の都度、決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、運営委員会にて協議の上決定し、構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、運営委員会にて協議の上決定し、構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当参加グループが業務の履行を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を履行する。

3 脱退した構成員の出資の割合、出資金の返金、利益金等については、運営委員会にて協議の上決定する。

(構成員の除名)

第 17 条 当参加グループは、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 3 項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 18 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、前条第 2 項から第 3 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 19 条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなつた場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とができるものとする。

(契約不適合責任)

第 20 条 当参加グループが解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 21 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

参加グループ〇〇〇〇〇〇外〇社は、上記のとおり豊田市下水管路施設包括的維持管理委託参加グループ協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

(代表者)

会社名 〇〇〇〇〇〇

代表取締役〇〇〇〇印

会社名 〇〇〇〇〇〇

代表取締役〇〇〇〇印

会社名 〇〇〇〇〇〇

代表取締役〇〇〇〇印